

第2回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和5年11月24日(金)午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第2回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定についてについて

<報告事項>

- 報告第1号 農地法施行規則第53条(農地又は採草放牧地転用のため権利移動の制限の例外)第8項に係る報告書についてについて

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4		4	岩端 猛志
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

6番 堀井 武司 ㊟

7番 石山 清孝 ㊟

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>皆さまお集まりですので、ただ今から第2回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、岩端委員より欠席の連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	<p>先月の10月31日南条保健センターにて丹南地区の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会には約70名が参加いただき、地域計画策定について学びました。そして11月13日には、越前市の文化センターにて福井県農業委員会大会が開催され、全国農業会議所から地域計画の策定について、農政ジャーナリストの吉田氏により農政の変遷と農業委員会の役割について講演がありました。研修等に参加されなかった皆様へも資料をお配りしておりますので、また目を通してご確認ください。毎回の研修会等に参加しますと地域計画策定をする中で、農業委員会の役割は、目標地図を作成することと繰り返し言われております。南越前町でも地域計画策定に向けてこれから各集落で徐々に話し合い等行っていくそうですので、その話し合いへの参加をお願いいたします。</p> <p>それでは本日の総会に入らせていただきます。慎重審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、6番 堀井委員と7番 石山委員をお願いしたいと思います。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局よりご説明いたします。復習となりますが、農地法第3条の規定による許可申請とは、Aさんが所有する農地をBさんの所有にするという申請行為です。(農地はそのままですが所有者が変わるということです)</p> <p>では議案書は、1ページをご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small> 譲渡人は金沢市にお住まいの●●さんと、<small>ゆずりうけにん</small> 譲受人は湯尾のお住まいの●●さんです。申請地は湯尾●●の田 2.30㎡です。<small>ゆずりうけ</small> 譲受後の●●さんの経営面積は、194㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページ赤色の^{やじるし}→の先に赤色で塗りつぶしてある小さな箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、^{ひとつめ}① 農地のすべてを効率的に利用すること ^{ふたつめ}② 必要な農作業に常時従事すること ^{みつめ}③ 周辺の農地利用に支障がないこと。この3つの要件を満たす必要があります。譲受人の●●さんは、現地写真のとおり、この全体の農地を畑として耕作していて、転用箇所には小さな作業小屋があり、そこに畑で使用する道具等を収</p>

	納しているということですので、許可する上での要件はすべて満たしていると考えられます。以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上昇委員さんをお願いします。
井上昇委員	はい、報告いたします。 11月16日に堀井委員と石山委員、事務局長、事務局、私の5人で現地確認を行ってまいりました。 金沢市にお住まいの城野昌弘さんが、毎日湯尾まで耕作をするために通うことは難しいですし、この農地全体を●●さんが畑として耕作しており、今回の3条申請によります許可は、問題ないと判断できます。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問ありの場合) 他に質問はございませんか。 無いようでございますので、お諮りします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。
【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。 議案書は、2ページをご覧ください。 譲渡人は愛知県知多郡美浜町にお住まいの●●さんで、譲受人は鯖江市のお住まいの●●さんです。申請地は孫谷●●他12筆の田や畑 合計面積 12,893㎡です。譲受後の●●さんの経営面積は、12,893㎡でございます。 位置につきましては、別にお配りしている資料の3.4ページ赤色で塗りつぶしてある箇所13箇所が申請地でございます。資料5.6ページは現地確認の様子です。 さきほど同様に、農地法第3条を許可する上での要件ですが、①農地のすべてを効率的に利用すること ②必要な農作業に常時従事すること ③周辺の農地利用に支障がないこと。この3つの要件を守る必要があります。譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんは、親戚ということで、愛知県にお住まいでは農地を管理することは難しいため、鯖江市のお住まいの赤澤さんが、孫谷に通い畑を耕作しており、その際には、孫谷在住の親戚の方に習いながら一緒に耕作しているそうです。また孫谷集落単位で獣害対策、草刈等行うときには一緒に参加しているとのことで、今回は、これからも●●さんに維持管理をお願いしたいと譲渡の話になりましたので、許可する上での要件はすべて満たせると考えられます。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を堀井委員さんをお願いします。

堀井委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>11月16日に、同じく現地確認を行ってまいりました。</p> <p>愛知県にお住まいの●●さんが、孫谷まで耕作をするために通うことは難しいですし、今までも●●さんが維持管理や耕作しており、孫谷集落とも協力いただいているようですので、今回の3条申請によります許可は、問題ないと判断できます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問ありの場合)</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、3ページご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small>譲渡人は湯尾にお住いの●●さんで<small>ゆずりうけにん</small>譲受人は今庄にお住いの●●さんです。</p> <p>申請地は湯尾●●の畑、面積561㎡で、住宅、駐車場、庭を建築したいというものでございます。</p> <p>位置につきましては、資料の7ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。8ページは現地確認の様子です。</p> <p>転用にあたり、北と西側は住宅等敷地、南側は道路、東側が畑となっております。取水は上水道を利用し、排水は、公共下水道を利用し、雨水は自然流下します。隣接農地等への被害防除策としてL型擁壁を設置し、ガス、湧水、粉じん、捨石、鉦煙等による被害の恐れもありません。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。資料の9ページをご覧ください。</p> <p>農地を転用するとき許可基準が設けられており、立地基準と一般基準のどちらの許可基準も満たさなければ許可することができません。まずは左側立地基準についてですが、農地の区分(A)～(E)のように分けられており、許可できる農地と許可できない農地があります。今回の申請箇所を照らし合わせると(D)第3種農地の要件のア②概ね500m以内に2以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する。(小学校、保育園等が近くにありますが)区域であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が原則許可できることとなっておりますので、立地基準はクリアしました。続いて、一般基準ですが、こちらは土地を効率的に利用するのどうかを判断します。資料9ページ右側をご覧ください。抜粋させていただきますと、申請に係る用途に供することが確実と認められない。とか周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがあるなどですが、今回の申請において、該当するものはございませんので、一般基準においてもクリアできました。</p> <p>以上のことから立地基準・一般基準の両方の基準を満たしています。</p>

	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さん お願いします。</p>
石山委員	<p>はい、報告いたします。 先ほどと同じく、11月16日に現地確認を行ってまいりました。 申請地のすぐ近くには湯尾小学校があり、宅地が連たんしていますし、東側の畑への配慮 もされていますし、立地基準・一般基準も満たしており、問題ないと判断いたします。よろ しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問ありの場合) 他に質問はございませんか。 (質問なし) 無いようでございますので、お諮りします。 議案第3号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>【議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について】</p>	
議長	<p>次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画 (案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書は4ページをお開きください。資料は、10ページをご 覧ください。 今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管 理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19 条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。 資料11ページをお願いします。利用権設定日は、令和6年1月1日です。農地中間管理 機構と利用権設定される農地は85,207㎡、貸し手は20名で借り手は7名、筆数は42筆で す。12ページは、契約に関する詳細な情報を表にしたものでございます。農業経営基盤強 化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませ んでした。公告予定日は、令和5年11月28日です。 また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用 権設定される農地と一致し、85,207㎡、貸し手は20名で借り手は7名、筆数は42筆です。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、 特に問題は見受けられませんでした。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。この件について、発言のある方 は挙手願います。</p>
井上重治委員	<p>中間管理機構の契約は、10年だと思っていたが、5年の契約もできるのか？</p>
事務局	<p>借り手(耕作者が65歳以上であれば5年の契約が可能です)</p>
議長	<p>そのように質問していただけると今まで知らなかったことも分かりますね。</p>

	<p>他に質問はありませんか</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について】	
議長	<p>次に、報告第1号「農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地法で農地を農地以外のものにするときには、許可を受ける必要がありますが、農地法第5条、農地法施行規則第53条第8項において、独立行政法人鉄道運輸機構が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な工事用道路に供するために行う農地の転用については、例外として許可を受けなくても転用することができる。と規定されております。なお、今回については、一時的な転用で、転用期間が終了後は、農地として復元し所有者へ戻します。</p> <p>議案書は、5ページをご覧ください。</p> <p>届出人は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局越前鉄道建設所です。</p> <p>申請地は清水3-34-1、3-35-1の田、面積268.6㎡、282.2㎡です。事業目的は、北陸新幹線、越前市・南越前町高架下整備工事の工事用道路・工事ヤードのためです。</p> <p>この一時転用期間は令和6年7月8日までです。</p> <p>申請地につきましては、13ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所の一部が申請地でございます。14ページは土地利用計画図です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。事務局からその他ありましたらお願いします。</p>
【その他】	
事務局	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局から1点連絡させていただきます。</p> <p>毎回研修等で地域計画の策定の話合いへの参加についてお願いしていることと思いますが、そこに関係してくるお話で、利用権設定の変更についてご報告させていただきます。資料の最後15ページをご覧ください。農地を貸したり借りたりする方法として、今現在、3つの方法があります。</p> <p>町の相対契約、県の中間管理事業が間に入っている契約（先ほどの議案第4号のことです）、そして農地法第3条の許可を受ける契約、この3つの契約のうち地域計画を策定後には、町の相対契約ができなくなります。</p> <p>今までの相対契約は期間満了日までは有効ですし、令和7年3月31日までは町の相対契約</p>

	<p>を新規で結ぶことも可能ですが、農業委員会委員として、農地を貸したい等の相談を受けたときや今後の利用権設定の更新時期には、この変更点について参考としてください。</p> <p>事務局としましても令和6年3月以降の更新時期になる農地を貸している方、借りる方双方にも変更の案内を通知させていただく予定をしております。</p> <p>それから、案内にもさせていただきましたが、みなさんの活動報告、遊休農地の報告について未提出の方はこの総会の後でも後日でも提出をお願いいたします。</p> <p>その他の説明について以上です。</p>
議長	農地の利用権というのは、小さい農地など口約束等で耕作しているのは、入っているのか
事務局	入っていません。ヤミ小作になっていますね。
事務局長	利用権設定をしていなければ町からの交付金等受け取れません。そこはきちんとしていただきたいです。
議長	細目書でのみ耕作者を管理させていることもあるが、きちんと利用権設定するよう指導しないといけないですね。
加藤委員	よくわからないので、教えていただきたいが、この間の10月31日や11月13日の地域計画の策定の話は、農地集約で集めるという話でしたね。
事務局	そうですね。集積化は進んでいても、農地が点在しているのでそこをまとめて行こう耕作しやすくしていこうと話をしていますね。
加藤委員	集約していこうというそこまでの話は分かりますが、田んぼというのは、日当たりや土、圃場の深いところがあったり、小さな農地だったり違いますよね。それを簡単に交換しましょうとなっても同じ条件ではないので、農地の交換は簡単ではない。ただただ集約しろと言ってもできない。そこをどうすればいいのか？と講師の先生に聞いたかった。どうやって農地の交換をしていくのかを教えてください。
事務局長	具体的なノウハウはない。
井上重治委員	実際田んぼ一枚一枚全く違う。それをどうやって集約するかはなかなか難しい
事務局長	以前の人・農地プランでも集積、集約と図面の中で同じことをやった。その時は機構集積協力金があり話しやすかった。
井上重治委員	自分の農地は集約されているため、作業効率が本当にいい。機械の移動の手間もない。
事務局長	地域の昔からの耕作の事情もあり国が法律がとってすべてを強制的にやることは難しい。しかし地域計画をきちんと策定していれば、今後の基盤整備とか国庫補助の対象など優遇措置があると訴えながら、地権者さん耕作者さんの理解をとって集約を進めていく。その優遇措置になることを役場でも用意しておかなければなりません。
加藤委員	中間管理機構で利用権設定すると農業委員はその農地に口出しできないのか
事務局	もちろんできます。
井上重治委員	鹿蒜地区は、集約されていますが、今年湯尾地区を耕作したのですが、農地は、全部バラバラで田んぼの場所が覚えられない。これが固まっていれば全然違うだろう。
事務局長	中間管理機構の契約というのは、年貢を中間管理機構が間に入って、先に地権者へ支払いし、あとから中間管理機構が耕作者に請求してもらっている。相対契約は、年貢を地権者と耕作者が直接やり取りしている。中間管理機構が間に入っているため、年貢がもらえないとはならないというメリットはある。そういった契約の違いの話であるので、集積集約の話は農業委員さんからどんどん行っていただきたい。

井上重治委員	中間管理機構のデメリットもある。地主さんとの交流がなくなる。だからうちは使用貸借にして、地主さんと直接年貢をやり取りしている。
議長	農地が固まっていたら効率的なのはわかってはいるが、農地の一枚がでかいこと、畔が小さいことも魅力
井上重治委員	圃場がでかいのも効率がいいです。
議長	ただ農業委員会の仕事は農地を守っていくこと、それから農地の維持していくこと
井上重治委員	獣害対策を各集落でやっているが、集落によってかなり温度差があり、役場でぜひやっていただきたい。相当鹿の被害がひどく、麦をつくれぬ。
事務局長	農地は個人の財産ですので、そこを公費使って全部やることは難しいです。ここは集落でやっていただきたい。
事務局長	これから地域計画を作るうえでどういうメリットがあるのか県、国からの情報をあつめておきます。
加藤委員	上手く地域計画を策定している事例、田んぼの交換をどう進めているのかを教えてください。
事務局長	国県の優遇措置や、成功事例とうお調べして農業委員さんへ情報を共有していきます。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、1月を予定しており、事務局案といたしましては1月25日（木）午後1時30分から ということによろしいでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは、次回は1月25日（木）午後1時30分から、この部屋、役場別館第1会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第2回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
小不動産 会長職務代理者	<p>あいさつ</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>
【閉会】 午後2時20分	